

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和元年11月12日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900114 号

厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1900023 号

## 第 1 結論

平成 7 年 4 月から同年 11 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 49 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 7 年 4 月から同年 11 月まで

請求期間の国民年金保険料は、時期は正確には分からないが、おそらく平成 10 年から平成 15 年くらいの時期に、未納の指摘を受けて約 10 万円を一括で支払ったことを確かに覚えているので、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料として、平成 10 年から平成 15 年くらいの時期に約 10 万円を一括して納付した旨主張しているところ、オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者資格の取得日（平成 7 年 4 月 2 日）に係る入力処理が平成 9 年 4 月 17 日に行われ、その後、平成 9 年 4 月 28 日に平成 9 年 4 月から平成 10 年 3 月までの保険料 14 万 9,890 円、平成 10 年 6 月 5 日に平成 7 年 12 月から平成 9 年 3 月までの保険料 19 万 4,400 円、平成 11 年 3 月 24 日に平成 10 年 7 月から平成 11 年 2 月までの保険料 10 万 6,400 円がそれぞれ一括して納付されていることが確認できるが、請求期間に係る国民年金保険料の納付は確認することができない。

また、日本年金機構は、請求期間に係る領収済通知書は保管していない旨回答しており、請求者の住所地である A 市（請求者が請求期間に係る保険料を納付したとする当時は B 町）は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料納付の有無については、資料が無いため不明である旨回答していることから、請求期間に係る保険料納付について確認することができない。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。